



三重県公報

令和7年2月28日 (金)

第 595 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	公 安 委 規 則		
1	三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	2
	告 示		
117	医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(医 療 保 健 総 務 課)	6
118	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長 寿 介 護 課)	10
119	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	10
120	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	11
121	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	11
122	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	11
123	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	12
124	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	12
125	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	(同)	13
126	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農 産 物 安 全 ・ 流 通 課)	13
127	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更	(水 産 資 源 管 理 課)	13
128	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(道 路 企 画 課)	14
129	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防 災 砂 防 課)	14
130	証紙の販売人の住所及び販売所の所在地を変更した旨の届出	(出 納 局)	15
	公 告		
	土地改良事業計画の変更認可	(農 地 調 整 課)	15
	入札参加資格審査申請の期間等	(建 設 業 課)	15

公安委規則

三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年二月二十八日

三重県公安委員会委員長 志 田 幸 雄

三重県公安委員会規則第一号

三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

三重県警察の組織に関する規則（昭和四十一年三重県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(警務部の分課) 第二条 警務部に次の六課を置く。 総務課 会計課 情報管理課 警務課 厚生課 留置管理課 2 ～ 4 (略) (総務課) 第三条 総務課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 一 ～ 十三 (略) 十四 (略) (留置管理課) 第九条 留置管理課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 一 留置管理に関する企画、調査及び調整に関すること。 二 留置管理に関する指導及び支援に関すること。 三 留置施設視察委員会に関すること。 (刑事部の分課) 第十七条 刑事部に次の七課及び一所を置く。 刑事企画課 捜査支援分析課 捜査第一課 捜査第二課 捜査第三課 組織犯罪対策課 鑑識課	(運転免許センター) 第一条の二 交通部に運転免許センターを置く。 2 運転免許センターは、三重県警察の組織に関する条例第七条に定める事務のうち、運転免許に関する事務をつかさどる。 (警務部の分課) 第一条 警務部に次の五課を置く。 総務課 会計課 情報管理課 警務課 厚生課 2 ～ 4 (略) (総務課) 第三条 総務課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 一 ～ 十三 (略) 十四 留置管理に関すること。 十五 (略) 第九条 削除 (刑事部の分課) 第十七条 刑事部に次の七課、一隊及び一所を置く。 刑事企画課 捜査支援分析課 捜査第一課 捜査第二課 捜査第三課 組織犯罪対策課 鑑識課 機動捜査隊

科学捜査研究所 (略)	2	科学捜査研究所 (略)	2
捜査支援分析課に機動捜査隊を置く。	3		3
(略)	4	(略)	4
(略)	5	(略)	5
(刑事企画課)		(刑事企画課)	
第十七条の二 刑事企画課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。		第十七条の二 刑事企画課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。	
一 四 (略)		一 四 (略)	
五 前各号に掲げるもののほか、部内の他課(所を含む。)の所掌に属しないこと。		五 前各号に掲げるもののほか、部内の他課(隊及び所を含む。)の所掌に属しないこと。	
(捜査支援分析課)		(捜査支援分析課)	
第十七条の三 捜査支援分析課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。		第十七条の三 捜査支援分析課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。	
一 三 (略)		一 三 (略)	
四 機動捜査隊の運用及び連絡調整に関すること。			
(捜査第一課)		(捜査第一課)	
第十八条 捜査第一課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。		第十八条 捜査第一課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。	
一 三 (略)		一 三 (略)	
四 前三号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しない犯罪の捜査に関すること。		四 前三号に掲げるもののほか、部内の他課(隊及び所を含む。)の所掌に属しない犯罪の捜査に関すること。	
五 (略)		五 (略)	
(組織犯罪対策課)		(組織犯罪対策課)	
第二十条 組織犯罪対策課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。		第二十条 組織犯罪対策課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。	
一 組織犯罪対策に関する企画、立案及び調整に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)		一 麻薬関係事犯、覚醒剤関係事犯その他習慣性がある薬物に係る犯罪の取締りに関すること。	
二 組織犯罪に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。		二 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。	
三 匿名・流動型犯罪グループに係る犯罪の取締りに関すること。		三 暴力団に係る犯罪の取締りに関すること。	
四 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)に関すること。		四 暴力団員による不当な行為の防止等に関すること。	
五 暴力団に係る犯罪の取締りに関すること。		五 前三号に掲げるもののほか、暴力団対策に関すること。	
六 暴力団員による不当な行為の防止一般に関すること。		六 特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺の捜査に関すること。	
七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)に関すること。		七 犯罪による収益の移転防止に関すること。	
八 三重県暴力団排除条例(平成二十二年三重県条例第四十八号)に関すること。		八 国際捜査共助に関すること。	
九 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。		九 国際犯罪の捜査に関すること。	
十 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。		十 国際犯罪情報の収集・分析に関すること。	
十一 国際的な犯罪捜査に関すること。		十一 前三号に掲げるもののほか、国際事犯対策に関	

十二 外国人による組織犯罪の取締りに関すること (他課の所掌に属するものを除く。)	
十三 国際捜査互助に関すること。	
十四 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しない組織犯罪の取締りに関すること。	すること。
第二十二條 (略) (交通部の分課)	(機動捜査隊) 第二十二條 機動捜査隊においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 一 犯罪多発地域における機動捜査活動に関すること。 二 重要又は特異事件の初動捜査活動に関すること。 三 刑事部長が特に命ずる犯罪の捜査に関すること。
第二十三條 交通部に次の三課、一センター及び二隊を置く。 交通企画課 交通規制課 交通指導課 運転免許センター 交通機動隊 高速道路交通警察隊	第二十二條の二 (略) (交通部の分課) 第二十三條 交通部に運転免許センターに置くもののほか、次の三課及び二隊を置く。 交通企画課 交通規制課 交通指導課 交通機動隊 高速道路交通警察隊
2 (略)	2 運転免許センターに次の二課を置く。 運転免許管理課 運転免許試験課
3 運転免許センターに免許管理室、運転者支援室、免許試験室及び意見聴取室を置く。 (交通企画課)	3 (略)
第二十四條 交通企画課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 一 九 (略) 十 前各号に掲げるもののほか、部内の他課(センター及び隊を含む。)の所掌に属しないこと。	4 運転免許管理課に免許管理室及び運転者支援室を置く。 5 運転免許試験課に意見聴取室を置く。 (交通企画課) 第二十四條 交通企画課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 一 九 (略) 十 前各号に掲げるもののほか、部内の他課(隊を含む。)の所掌に属しないこと。
第二十六條 (略) (運転免許センター)	第二十六條 (略)
第二十七條 運転免許センターにおいては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 一 運転免許及び運転免許試験に関すること。 二 運転免許の行政処分に関すること。 三 運転免許に係る講習に関すること。 四 自動車教習所に関すること。	
第二十八條 (略) (高速道路交通警察隊)	第二十七條 (略) (高速道路交通警察隊)
第二十九條 高速道路交通警察隊においては、高速道路における交通警察に関する事務(部内の他課(センター	第二十八條 高速道路交通警察隊においては、高速道路における交通警察に関する事務(部内の他課(隊を含

一及び隊を含む。)の所掌に属するものを除く。)をつかさどるほか、高速道路における緊急配備等の犯罪捜査の初動活動その他の必要な警察事務を処理する。 (警備部の分課)	む。)の所掌に属するものを除く。)をつかさどるほか、高速道路における緊急配備等の犯罪捜査の初動活動その他の必要な警察事務を処理する。 (運転免許管理課) 第二十九条 運転免許管理課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 一 運転免許に関すること。 二 運転免許に係る講習に関すること。 三 運転適性審査に関すること。 (運転免許試験課) 第二十九条の二 運転免許試験課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 一 運転免許試験に関すること。 二 運転免許の行政処分に関すること。 三 自動車教習所に関すること。 四 自動車安全運転センターに対する資料の提供に関すること。 (警備部の分課)
第三十条 (略) 2 警備企画課に警備特別対策室を置く。 3 警備第一課に外事情報戦略室を置く。 4 (略)	第三十条 (略) 2 (略) (運転免許センター長)
(課長等) 第三十八条 課に課長を、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊(以下「隊」という。)に隊長を、科学捜査研究所に所長を、運転免許センターにセンター長を置く。 2 課長、隊長、所長及びセンター長は、本部長及び所属部長の命を受け、課、隊、科学捜査研究所又は運転免許センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 第三十八条の五 (略) (組織犯罪特別捜査監)	第三十七條の三 交通部に運転免許センター長を置き、警察官をもつて充てる。 2 運転免許センター長は、上司の命を受け、運転免許センターの事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。 (課長等) 第三十八条 課に課長を、自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊(以下「隊」という。)に隊長を、科学捜査研究所に所長を置く。 2 課長、隊長及び所長は、本部長及び所属部長の命を受け、課、隊又は科学捜査研究所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 第三十八条の五 (略)
第三十八条の六 刑事部に組織犯罪特別捜査監を置く。 2 組織犯罪特別捜査監は、上司の命を受け、第二十条第三号から第五号まで、第七号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事務を処理し、部下職員を指揮監督する。	第三十八條の六 (略) (留置管理官) 第四十一条 警務部に留置管理官を置き、警察官をもつて充てる。 2 留置管理官は、上司の命を受け、留置管理に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
第三十八条の七 (略) 第四十一条 (略)	第三十八條の六 (略) (留置管理官) 第四十一条 警務部に留置管理官を置き、警察官をもつて充てる。 2 留置管理官は、上司の命を受け、留置管理に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。 第四十一条の二 (略)

(次長等)		(次長等)	
第四十二条 課に次長を、隊に副隊長を、科学捜査研究所に副所長を、運転免許センターに副センター長を置く。		第四十二条 課に次長を、隊に副隊長を、科学捜査研究所に副所長を置く。	
2 次長、副隊長、副所長及び副センター長は、上司の命を受け、課、隊、科学捜査研究所又は運転免許センターの総括的運営について上司を補佐し、部下職員を指揮監督する。		2 次長、副隊長及び副所長は、上司の命を受け、課、隊又は科学捜査研究所の総括的運営について上司を補佐し、部下職員を指揮監督する。	
(交番、駐在所等)		(交番、駐在所等)	
第四十七条 (略)		第四十七条 (略)	
2	(略)	2	警察署に検問所を置くことができる。
3	幹部交番、交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称及び位置並びに所管区は、別に定める。	3	(略)
4	本部長は、必要と認めるときは、臨時に、交番、警備派出所等を置くことができる。	4	幹部交番、交番、警察官駐在所、警備派出所及び検問所の名称及び位置並びに所管区は、別に定める。
		5	本部長は、必要と認めるときは、臨時に、交番、警備派出所、検問所等を置くことができる。

附 則
この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。

告 示

三重県告示第 117 号

医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。
令和 7 年 2 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示
医療保健部関係補助金等交付要綱（平成 30 年三重県告示第 239 号）の一部を次のように改正する。
別表 1(3)の表中第 13 号の項を削り、第 14 号の項を第 13 号の項とし、第 15 号の項から第 48 号の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

48	三重県電子処方箋活用・普及促進事業費補助金	電子処方箋管理サービスの導入を支援し、電子処方箋の活用・普及の促進を図る。	保険医療機関等が電子処方箋管理サービスを導入するために行うシステム改修等に要する経費	別に定める。	病院及び診療所の開設者
49	医療機関における食材料費高騰対策支援金	食材料費高騰の影響を受け、厳しい運営状況となっている医療機関に対する負担軽減のための支援を目的とする。	医療機関における食材料費	別に定める。	別に定める。

別表 1(4)の表中第 16 号の項及び第 17 号の項を削り、第 18 号の項を第 16 号の項とし、第 19 号の項から第 28 号の項までを 2 項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

27	訪問看護事業所等の安全確保対策事業補助金	訪問看護事業所等の安全確保対策を図る。	訪問看護における暴力・ハラスメントなどの安全確保対策に資する通話録音装置等の購入及び警備会社による屋外用（出張時）セキュリティサービスの導入に要する経費	補助基準額の 1/2 以内	訪問看護事業所等
----	----------------------	---------------------	--	---------------	----------

別表 1(5)の表第 1 号の項（B）の欄及び（C）の欄を次のように改める。

地域住民の健康の保持増進を図る。	市町が行う健康増進事業に要する経費
------------------	-------------------

別表 1(5)の表中第 14 号の項を削り、第 15 号の項を第 14 号の項とする。

別表 1(7)の表中第 7 号の項を削り、第 8 号の項を第 7 号の項とし、第 9 号の項から第 12 号の項までを削る。

別表 1(8)の表に次のように加える。

3	三重県電子処方箋活用・普及促進事業費補助金	電子処方箋管理サービスの導入を支援し、電子処方箋の活用・普及の促進を図る。	保険医療機関等が電子処方箋管理サービスを導入するために行うシステム改修等に要する経費	別に定める。	保険調剤薬局の開設者
---	-----------------------	---------------------------------------	--	--------	------------

別表 1(9)の表第 19 号の項 (B) の欄及び (C) の欄を次のように改める。

無医地区等における住民の医療の確保を図るとともに、医療施設の耐震化促進、災害派遣医療チームの防災訓練等への参加及び被災地における活動の支援を図る。	1 無医地区等への巡回診療、へき地診療所等及び特例措置許可病院への医師派遣等の医療活動等に必要経費 2 へき地診療所の運営に必要な経費 3 医療施設の耐震診断に必要な請負費 4 国の主催する総合防災訓練に参加するために必要経費 5 被災地に出動したDMA T等の活動に必要な経費
---	---

別表 1(9)の表第 28 号の項 (A) の欄から (C) の欄までを次のように改める。

医師労働時間短縮体制整備事業補助金	勤務医の働き方改革の推進を図る。	1 医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組の実施に要する経費 2 教育研修及び診療に係る勤務環境改善の取組に要する経費 3 医師の労働時間短縮のための医師派遣に係る経費
-------------------	------------------	--

別表 1(9)の表第 34 号の項 (A) の欄を次のように改める。

研修病院等見学支援事業助成金

別表 1(9)の表第 35 号の項 (A) の欄を次のように改める。

地域赴任医師定着支援事業助成金

別表 2 を次のように改める。

別表 2 (第 2 条関係)

区分	(A) 名称	(B) 規則第 20 条第 1 項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第 20 条第 1 項第 2 号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成 20 年厚生労働省告示第 384 号。以下「厚生労働省告示」という。)に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具
2	地域災害拠点病院施設整備費補助金		—
3	地域災害拠点病院設備整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(民間団体にあっては 30 万円)以上の機械及び器具
4	災害医療提供体制推進事業費補助金		
5	医療施設耐震化整備促進事業費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間	—
6	医療施設等設備整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(民間団体にあっては 30 万円)以上の機械及び器具
7	ドクターヘリ改修支援事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	
8	医療施設施設整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	—
9	広域搬送拠点臨時医療施設整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(民間団体に

			にあつては 30 万円) 以上の機械及び器具
10	心電図伝送システム整備補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具
11	病床機能分化推進基盤整備事業補助金		—
12	人工腎臓装置不足地域設備整備事業補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(民間団体にあつては 30 万円) 以上の機械及び器具
13	医療施設設備整備費補助金		
14	公立大学法人三重県立看護大学施設整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
15	院内感染対策施設設備整備事業補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(民間団体にあつては 30 万円) 以上の機械及び器具
16	がん診療施設整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具
17	がん診療設備整備費補助金		
18	地域医療体制基盤整備事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円以上の機械及び器具
19	内視鏡訓練施設設備整備事業補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(民間団体にあつては 30 万円) 以上の機械及び器具
20	がん遠隔手術支援等環境整備事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(民間団体にあつては 30 万円) 以上の機械、器具及びその他財産
21	脳卒中・心臓病等総合支援センター運営補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	
22	遠隔病理診断設備整備事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産
23	医療 D X 基盤整備事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(民間団体にあつては 30 万円) 以上の機械、器具及びその他財産
24	老人保健福祉施設整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
25	三重県介護従事者確保事業費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他財産
26	三重県地域医療介護総合確保基金事業(介護施設等の整備に関する事業) 補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円) 以上の機械、器具及びその他財産
27	三重県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円) 以上の機械、器具及びその他財産
28	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産
29	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(民間団体にあつては 30 万円) 以上の機械、器具及びその他の財産
30	三重県病床転換事業費補助金		事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円(補助事業者が地方

			公共団体の場合は 50 万円) 以上の不動産又はその従物
31	新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産
32	難病在宅ケア支援ネットワーク整備事業設備整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具
33	三重県口腔ケア活動支援事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	
34	三重県地域口腔ケアステーション設備整備事業補助金		
35	三重とこわか健康経営促進補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産
36	三重県臨床調査個人票及び医療意見書電子化推進事業費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械、器具及びその他の財産
37	三重県感染症指定医療機関施設・設備整備事業費等補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円以上の機械及び器具
38	三重県地域医療再生事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械及び器具
39	三重県看護師宿舎施設整備費補助金		—
40	三重県看護師勤務環境改善施設整備費補助金		—
41	三重県看護師等養成所施設整備費補助金		—
42	三重県看護師等養成所初度設備整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械及び器具
43	三重県病院内保育所施設整備費補助金		—
44	医師官舎整備事業補助金		—
45	I C Tを活用した地域医療連携支援事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械及び器具
46	産婦人科・小児科専門医確保対策事業補助金		
47	三重県看護師等養成所遠隔授業等設備整備費補助金		
48	医師労働時間短縮体制整備事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円）以上の機械、器具及びその他財産
49	周産期新生児科指導医育成事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械、器具及びその他財産
50	麻酔科専門医等育成事業補助金		
51	へき地オンライン診療体制整備事業補助金		
52	子育て医師等復帰支援事業補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体に

			にあつては 30 万円) 以上の機械及び器具
53	薬局機能強化事業費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円以上の機械及び器具
54	三重県電子処方箋活用・普及促進事業費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の医療保健部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 6 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 118 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 2 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470704319	ホームケア南郊	三重県松阪市久保町 1553 番地 2 コーポ南郊 A203	株式会社ホームケア南郊	令和 6 年 12 月 31 日	訪問介護
2471200374	訪問介護事業所 有限会社若葉	三重県伊賀市西条 597-2	有限会社若葉	令和 6 年 12 月 31 日	訪問介護
2471200796	グローバルケアサービス	三重県伊賀市上野桑町 2082 番地の 3	グローバル株式会社	令和 6 年 12 月 31 日	訪問介護
2462790060	たんぼ訪問看護ステーション	三重県多気郡多気町井内林 251-4	有限会社たんぼ	令和 6 年 12 月 31 日	訪問看護
2470303369	訪問介護ステーションまごころ	三重県鈴鹿市三宅町 1700 番地	特定非営利活動法人まごころ	令和 7 年 1 月 31 日	訪問介護
2460190255	アクティブ訪問看護ステーション	三重県桑名市増田 595 番地	株式会社アクティブ	令和 7 年 1 月 31 日	訪問看護
2460390301	訪問看護ステーションまごころ	三重県鈴鹿市三宅町 1700 番地	特定非営利活動法人まごころ	令和 7 年 1 月 31 日	訪問看護
2462890100	町立南伊勢病院 訪問看護ステーションみかん	三重県度会郡南伊勢町船越 2545	南伊勢町	令和 7 年 1 月 31 日	訪問看護
2471200192	安永総合サービス株式会社	三重県伊賀市緑ヶ丘中町 3860 番地	安永総合サービス株式会社	令和 7 年 1 月 31 日	福祉用具貸与
2471200192	安永総合サービス株式会社	三重県伊賀市緑ヶ丘中町 3860 番地	安永総合サービス株式会社	令和 7 年 1 月 31 日	特定福祉用具販売

三重県告示第 119 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 2 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2462790060	たんぼ訪問看護ステーション	三重県多気郡多気町井内林 251-4	有限会社たんぼ	令和 6 年 12 月 31 日	介護予防訪問看護
2460190255	アクティブ訪問看護ステーション	三重県桑名市増田 595 番地	株式会社アクティブ	令和 7 年 1 月 31 日	介護予防訪問看護
2460390301	訪問看護ステーションまごころ	三重県鈴鹿市三宅町 1700 番地	特定非営利活動法人まごころ	令和 7 年 1 月 31 日	介護予防訪問看護
2462890100	町立南伊勢病院 訪問看護ステーションみかん	三重県度会郡南伊勢町船越 2545	南伊勢町	令和 7 年 1 月 31 日	介護予防訪問看護

2471200192	安永総合サービス株式会社	三重県伊賀市緑ヶ丘中町 3860 番地	安永総合サービス株式 会社	令和 7 年 1 月 31 日	介護予防福祉用具貸与
2471200192	安永総合サービス株式会社	三重県伊賀市緑ヶ丘中町 3860 番地	安永総合サービス株式 会社	令和 7 年 1 月 31 日	特定介護予防福祉用具 販売

三重県告示第 120 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 7 年 2 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
グループホーム 愛 すみよし苑	鈴鹿市住吉一丁目 23-8	認知症対応型共同生活介護	令和 7 年 2 月 1 日
グループホーム 愛 すみよし苑	鈴鹿市住吉一丁目 23-8	介護予防認知症対応型共同生活介護	令和 7 年 2 月 1 日

三重県告示第 121 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 7 年 2 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変 更 年月日
				新	旧	
村瀬病院附属クリニック	鈴鹿市神戸三丁目 17-30	居 宅 療 養 管 理 指 導	名称	村瀬病院附属ク リニック	やばせクリニッ ク	令和 6 年 12 月 23 日
株式会社八神製作所 ヤガミホームヘルス センター津	津市丸之内養正 町 4 番 1 号 丸 之内三重ビル	福 祉 用 具 貸 与	所在地	津市丸之内養正 町 4 番 1 号 丸之 内三重ビル	津市丸之内養正 町 4 番 1 号 森永 三重ビル	令和 7 年 1 月 15 日
株式会社八神製作所 ヤガミホームヘルス センター津	津市丸之内養正 町 4 番 1 号 丸 之内三重ビル	特 定 福 祉 用 具 販 売	所在地	津市丸之内養正 町 4 番 1 号 丸之 内三重ビル	津市丸之内養正 町 4 番 1 号 森永 三重ビル	令和 7 年 1 月 15 日
株式会社八神製作所 ヤガミホームヘルス センター津	津市丸之内養正 町 4 番 1 号 丸 之内三重ビル	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	所在地	津市丸之内養正 町 4 番 1 号 丸之 内三重ビル	津市丸之内養正 町 4 番 1 号 森永 三重ビル	令和 7 年 1 月 15 日
株式会社八神製作所 ヤガミホームヘルス センター津	津市丸之内養正 町 4 番 1 号 丸 之内三重ビル	特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	所在地	津市丸之内養正 町 4 番 1 号 丸之 内三重ビル	津市丸之内養正 町 4 番 1 号 森永 三重ビル	令和 7 年 1 月 15 日
さとうクリニック訪問 看護ステーション	桑名市長島町福 吉 268-1 シニ アレジデンス・ スパながしま	訪問看護	所在地	桑名市長島町福 吉 268-1	桑 名 市 大 央 町 21-15	令和 6 年 7 月 1 日
さとうクリニック訪問 看護ステーション	桑名市長島町福 吉 268-1 シニ アレジデンス・ スパながしま	介 護 予 防 訪 問 看 護	所在地	桑名市長島町福 吉 268-1	桑 名 市 大 央 町 21-15	令和 6 年 7 月 1 日
訪問介護事業所スマ イルサン	松 阪 市 立 野 町 788	訪問介護	所在地	松阪市立野町 788	松阪市垣鼻町 746 イルコリーヌⅡ 105 号室	令和 6 年 6 月 1 日

三重県告示第 122 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 2 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
-----------	-----	-------------	-------

健やか薬局 白子店	鈴鹿市白子本町 4067-1	居宅療養管理指導	令和6年12月31日
健やか薬局 白子店	鈴鹿市白子本町 4067-1	介護予防居宅療養管理指導	令和6年12月31日
健やか薬局とまり店	四日市市泊町2番31号	居宅療養管理指導	令和6年12月31日
健やか薬局とまり店	四日市市泊町2番31号	介護予防居宅療養管理指導	令和6年12月31日
伊勢社協 健幸倶楽部みなと	伊勢市神社港 262-1	通所型サービス（独自）	令和7年2月28日

三重県告示第123号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和7年2月28日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
村瀬病院附属クリニック	鈴鹿市神戸三丁目17-30	居宅療養管理指導	名称	村瀬病院附属クリニック	やばせクリニック	令和6年12月23日
株式会社八神製作所 ヤガミホームヘルスセンター津	津市丸之内養正町4番1号 丸之内三重ビル	福祉用具貸与	所在地	津市丸之内養正町4番1号 丸之内三重ビル	津市丸之内養正町4番1号 森永三重ビル	令和7年1月15日
株式会社八神製作所 ヤガミホームヘルスセンター津	津市丸之内養正町4番1号 丸之内三重ビル	特定福祉用具販売	所在地	津市丸之内養正町4番1号 丸之内三重ビル	津市丸之内養正町4番1号 森永三重ビル	令和7年1月15日
株式会社八神製作所 ヤガミホームヘルスセンター津	津市丸之内養正町4番1号 丸之内三重ビル	介護予防福祉用具貸与	所在地	津市丸之内養正町4番1号 丸之内三重ビル	津市丸之内養正町4番1号 森永三重ビル	令和7年1月15日
株式会社八神製作所 ヤガミホームヘルスセンター津	津市丸之内養正町4番1号 丸之内三重ビル	特定介護予防福祉用具販売	所在地	津市丸之内養正町4番1号 丸之内三重ビル	津市丸之内養正町4番1号 森永三重ビル	令和7年1月15日
さとうクリニック訪問看護ステーション	桑名市長島町福吉 268-1 シニアレジデンス・スパながしま	訪問看護	所在地	桑名市長島町福吉 268-1	桑名市大央町 21-15	令和6年7月1日
さとうクリニック訪問看護ステーション	桑名市長島町福吉 268-1 シニアレジデンス・スパながしま	介護予防訪問看護	所在地	桑名市長島町福吉 268-1	桑名市大央町 21-15	令和6年7月1日
訪問介護事業所スマイルサン	松阪市立野町 788	訪問介護	所在地	松阪市立野町 788	松阪市垣鼻町 746 イルコリースⅡ 105号室	令和6年6月1日

三重県告示第124号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和7年2月28日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
健やか薬局 白子店	鈴鹿市白子本町 4067-1	居宅療養管理指導	令和6年12月31日
健やか薬局 白子店	鈴鹿市白子本町 4067-1	介護予防居宅療養管理指導	令和6年12月31日
健やか薬局とまり店	四日市市泊町2番31号	居宅療養管理指導	令和6年12月31日
健やか薬局とまり店	四日市市泊町2番31号	介護予防居宅療養管理指導	令和6年12月31日

伊勢社協 健康倶楽部みなと	伊勢市神社港 262-1	通所型サービス（独自）	令和 7 年 2 月 28 日
---------------	--------------	-------------	-----------------

三重県告示第 125 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 7 年 2 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
グループホーム 愛 すみよし苑	鈴鹿市住吉一丁目 23-8	認知症対応型共同生活介護	令和 7 年 2 月 1 日
グループホーム 愛 すみよし苑	鈴鹿市住吉一丁目 23-8	介護予防認知症対応型共同生活介護	令和 7 年 2 月 1 日

三重県告示第 126 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 7 年 2 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 15 年 6 月 27 日 第 18 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
伊賀ふるさと農業協同組合	代表理事組合長 北川 俊一	三重県伊賀市平野西町 1 番 1

3 変更内容

農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
秋永 克哉	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242023636

三重県告示第 127 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量（令和 6 年三重県告示第 284 号）を以下のとおり変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表します。

令和 7 年 2 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前																				
第 2 くろまぐろ（小型魚） 1 都道府県別漁獲可能量 53.0 トン 2 三重県の知事管理漁獲可能量 <table><tr><th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr><tr><td>三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業</td><td>16.20 トン</td></tr><tr><td>三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業</td><td>11.50 トン</td></tr><tr><td>三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業</td><td>3.65 トン</td></tr><tr><td>三重県くろまぐろ（小型魚）</td><td>21.45 トン</td></tr></table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	16.20 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	11.50 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	3.65 トン	三重県くろまぐろ（小型魚）	21.45 トン	第 2 くろまぐろ（小型魚） 1 都道府県別漁獲可能量 53.0 トン 2 三重県の知事管理漁獲可能量 <table><tr><th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr><tr><td>三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業</td><td>17.7 トン</td></tr><tr><td>三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業</td><td>11.5 トン</td></tr><tr><td>三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業</td><td>4.5 トン</td></tr><tr><td>三重県くろまぐろ（小型魚）</td><td>18.5 トン</td></tr></table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	17.7 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	11.5 トン	三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	4.5 トン	三重県くろまぐろ（小型魚）	18.5 トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	16.20 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	11.50 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	3.65 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚）	21.45 トン																				
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 定置漁業	17.7 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 中型まき網漁業	11.5 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚） 養殖用種苗採捕漁業	4.5 トン																				
三重県くろまぐろ（小型魚）	18.5 トン																				

その他漁業		その他漁業	
第3 くろまぐろ（大型魚）		第3 くろまぐろ（大型魚）	
1 都道府県別漁獲可能量		1 都道府県別漁獲可能量	
36.7 トン		36.7 トン	
2 三重県の知事管理漁獲可能量		2 三重県の知事管理漁獲可能量	
知事管理区分	知事管理漁獲可能量	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業	18.50 トン	三重県くろまぐろ（大型魚） 定置漁業	17.5 トン
三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業	18.00 トン	三重県くろまぐろ（大型魚） その他漁業	15.5 トン

三重県告示第 128 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路企画課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 2 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路 線 名	占用を制限する区域
一般国道	421 号	いなべ市員弁町大泉新田字北八畝割 1840 番地 2 地先から いなべ市員弁町北金井字銀山 2131 番地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用制限の開始日

令和 7 年 2 月 28 日

三重県告示第 129 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県松阪建設事務所及び松阪市役所に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

令和 7 年 2 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

犬飼地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

松阪市飯高町森

3 区域の土地の表示

松阪市飯高町森字平林谷 443 番 2 の一部、444 番の一部、445 番の一部、446 番の全部、447 番の全部、447 番 1 の一部、450 番 2 の一部、451 番 2 の一部、456 番 1 の一部及び 456 番 2 の一部の土地、字上大屋地 457 番の一部及び 459 番 3 の一部の土地、字北なわて 460 番 1 の一部、462 番 1 の全部、462 番 2 の全部、463 番 1 の一部及び 463 番 2 の一部の土地、字中ゼコ 448 番の全部及び 449 番の全部の土地、字家ノ田 470 番 3 の一部、471 番の一部、471 番 1 の一部、472 番の一部、475 番 2 の一部及び 475 番 4 の一部の土地、字笹平 438 番 2 の一部、438 番 3 の一部、438 番 4 の一部、439 番 2 の一部、440 番の一部及び 442 番の一部の土地、字中田 477

番2の一部及び478番の一部の土地、字次郎兵衛谷407番の一部、408番の一部、409番の一部及び410番の一部の土地、字けをがだに418番の一部、418番1の一部、419番2の一部及び421番3の一部の土地、字中垣内486番1の一部、488番の一部及び489番の一部の土地、字中垣内地489番2の一部の土地、字いぬい地田406番の全部、490番1の一部、490番3の一部、490番4の全部及び491番の一部の土地、字ひがきの本403番の一部、404番の一部、405番の一部、494番2の一部、495番3の一部及び495番4の一部の土地、字よしだに390番の一部、391番の一部、393番の一部、399番の一部、401番の一部及び402番の一部の土地、字井ノ上397番の一部及び398番の一部の土地、字中神どの496番1の一部の土地、字西上山394番の一部、395番の一部及び396番の一部の土地、字たきの上389番の一部、510番の一部、510番2の一部及び511番の一部の土地、字ゆの木平505番の一部、505番2の一部、508番の一部及び509番の全部の土地並びにこれらに介在する公有地

三重県告示第130号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した証紙の販売人から、住所及び販売所の所在地を次のとおり変更した旨の届出がありました。

令和7年2月28日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

販売人の氏名（名称） 及び販売所の名称		旧	新	変更年月日
販売人	一般財団法人 三重県交通安全協会 尾鷲地区交通安全協会	住所 三重県尾鷲市矢浜四丁目902番地1	三重県尾鷲市古戸町1番50号	令和7年2月17日
	一般財団法人 三重県交通安全協会 尾鷲地区交通安全協会	所在地 三重県尾鷲市矢浜四丁目902番地1	三重県尾鷲市古戸町1番50号	

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、土地改良事業（中勢用水土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和7年2月14日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和7年2月28日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号）第4条第4項の規定による入札参加資格審査申請（建設工事、測量・建設コンサルタント等）の期間等を次のとおり定めましたので、公告します。

令和7年2月28日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 期間、場所等

入札参加資格審査申請に係る審査完了日及び名簿登録の有効期間は、次のとおりとします。

審査完了日	名簿登録の有効期間
令和7年4月1日から同年6月30日まで	令和7年8月1日から令和8年5月31日まで
令和7年7月1日から同年9月30日まで	令和7年11月1日から令和8年5月31日まで
令和7年10月1日から令和8年1月5日まで	令和8年2月1日から同年5月31日まで

また、申請方法は、郵送又は電子申請とし、郵送による場合の受付場所及び電子申請による場合の受付URLは、次のとおりとします。

郵送による場合の受付場所	電子申請による場合の受付URL
〒514-0002 津市島崎町56番地 公益財団法人 三重県建設技術センター	https://logoform.jp/form/8vMX/r4_7zuijisinki

さらに、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）に係るものについては、別に三重県公報に登載された受付期間、受付場所、送付方法及び名簿登録期間となります。

2 問合せ先

津市広明町 13 番地

三重県県土整備部建設業課

電話 059-224-2723

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
